

女性農業研修生を受け入れる 研修親を応援します

神奈川県では、女性新規就農者の育成を図るため、就農を目指す女性の方を研修生として受け入れ、農業技術を指導する研修親※に対し、支援を行います。



研修親※(事業対象者)

- ・神奈川県農業経営士
 - ・農業次世代人材投資事業準備型において研修先として認められた農業者及び農業法人
 - ・農家研修生等指導農業者
- * 該当するかわからない方はお問い合わせください

女性農業研修生

- ・研修開始時の年齢が50歳未満の方
 - ・神奈川県内での就農に向けて強い意欲を有している方
- など



研修

◎詳しくは、裏面の事業内容をご覧ください。

3か月以上、月80時間以上の研修に対し、
月2万円(上限)を支給します

申請期間:平成30年10月26日(金)~30年11月30日(金)

問合せ先:神奈川県環境農政局農政部農業振興課 普及グループ

TEL:045-210-4446

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536824/>

事業内容

項目	内容
事業対象者	県内に居住し、県内で農業を営む、次のいずれかに該当する方とします。 <ul style="list-style-type: none">・神奈川県農業経営士・農業次世代人材投資事業準備型において研修先として認められた農業者及び農業法人・農家研修生等指導農業者として登録されている方、又は申請期間までに登録できる方 * 該当するかわからない方、新たに登録をご希望の方はお問合せください！
研修対象者	事業対象者が受け入れる研修対象者は、次のいずれにも該当する方とします。 <ul style="list-style-type: none">・研修開始時の年齢が50歳未満の女性とし、神奈川県内での就農に向けて強い意欲を有していること。・研修対象者の親族(3親等以内の者)が事業対象者でないこと。・研修対象者と事業対象者が、過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を結んでいないこと。・事業対象者から研修の謝金として労働報酬を受け取っていないこと。また、「農の雇用事業」の研修生でないこと。
事業要件	<ul style="list-style-type: none">・対象となる研修は、連続する3ヶ月以上の研修とします。・事業対象期間は、平成30年4月1日から平成31年2月28日までとします(3月は対象外)。・研修期間が複数年度に及ぶ場合は、研修開始から1年以内を対象とします。・1ヶ月における研修時間は80時間以上とします。
申請手続	<ul style="list-style-type: none">・事業対象者は、平成30年10月26日(金)から30年11月30日(金)まで(締切必着)に神奈川県女性農業研修生受入支援事業申請書(様式第1号)を郵送もしくは直接持参してください。 提出先: 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県環境農政局農政部農業振興課 普及グループ宛・事業対象者は、申請書について内容を確認した上、適当と認めたときは、予算の範囲内で支給を決定いたします。
実績報告	<ul style="list-style-type: none">・事業対象者は、事業対象期間終了後、後日通知する報告期日までに、神奈川県女性農業研修生受入支援事業実績報告書(様式第3号)及び添付資料として実績報告書の(別添1)研修状況報告及び(別添2)研修日誌を提出してください。・複数の研修対象者を受け入れている場合は、実績報告書の添付資料は研修対象者ごとに提出してください。
支援金	<ul style="list-style-type: none">・支援金は事業対象期間を月割りで計算し、その額は研修生1人当たり月2万円(上限)とします。申請者が多数の場合は、別に定める算出方法により、予算の範囲内において額を決定いたします。・研修時間が80時間を満たさない月については、支援金は支払わないものとします。
支援金の取り消し	<ul style="list-style-type: none">・支援金の支払い通知を受けた事業対象者が、虚偽の申請をしたとき、研修受入先として相応しくない行為があった場合は、支援金支払の取り消し、支援金の返還を求められます。